

県内高齢者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

鳥取県社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金申請書の提出期限について（通知）

本県の高齢者福祉施策の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
今般の県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を受け、社会福祉施設等が行うPCR検査等への支援について、下記の通り通知します。当補助金の活用により、検査体制の一層の強化を図っていただきますようお願いいたします。

補助金の交付申請手続き等については、当課ホームページを御確認下さい。

(担当：介護保険・施設担当 阿部 電話0857-26-7175)

記

1 提出期限

令和5年12月28日（木）	※令和5年11月検査実施分
令和6年1月31日（水）	※令和5年12月検査実施分
<u>令和6年2月29日（木）厳守</u>	※令和6年1月検査実施分

※領収書等の資料が揃わない等、やむを得ない事情により提出期限に間に合わない場合は必ず事前にご相談ください。事務遅延・提出漏れ等を理由とする期限超過は原則認められません。

2 提出書類について

- ・従来の提出書類に加えて4月検査実施分から5名以上の陽性者を確認し、福祉・医療施設感染対策センターへ報告している場合は報告様式の写しを添付してください。
- ・4月検査実施分から所要額調書の様式が変更になっていますので当補助金ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/295490.htm>) をご参照の上、新様式をご使用ください。

3 令和6年2月検査実施分以降の対応について

当補助金は、一旦令和6年1月末で停止する(期間延長を行わない)ことといたします。令和6年2月検査実施分以降については予算が確保でき制度が継続できる場合は改めてご連絡いたします。

なお、予算が確保できた場合は令和6年度事業での対応となりますので、制度継続となった場合のご連絡は令和6年4月以降となる予定です。

また、制度を継続できる場合でも補助率が1/2になるなど補助要件が変更になる可能性もありますので、令和6年2月以降のPCR検査、抗原検査キットによる検査の実施にあたり、あらかじめご承知ください。

4 提出先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 阿部 宛
住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp